

# 令和5年度越境 EC を活用した海外販路開拓事業 (オーストラリア) 募集要領

## 1 事業の目的

国民の所得・生活水準が高く、長期的な人口増加が見込まれるオーストラリアで、越境 EC を活用した海外販路開拓事業を実施します。

グローバルに EC 市場が拡大する中、海外の EC 運営事業者と連携し、県内事業者のグローバルな販路開拓を支援します。

### <オーストラリア参考情報>

人口：約 2,575 万人（2021 年 9 月）※1,915 万人(2000 年)

一人当たり名目 GDP：63,529 米ドル（約 808 万円）世界第 10 位（2021 年）

日本からの農林水産物・食品 輸出額の国・地域別第 9 位（2021 年）

## 2 事業の概要

オーストラリアの EC サイトに長野県の特設ページを一定期間開設します。その特設ページへの出品を通じて、県内事業者のオーストラリアでの販路開拓を支援します。

### (1) 特設ページを開設するオーストラリアの EC 運営事業者

企業名：JFC AUSTRALIA CO PTY LTD (<https://www.jfcaustralia.com.au/>)

運営 EC サイト例：JFC オンライン

(<https://syd.jfconline.com.au/collections/nagano-fair>)

Sake Ichiban (<https://sakeichiban.com.au/>)

※同社は、オーストラリア最大の日本食品輸入卸業者で、キッコーマングループの JFC ジャパン（株）のオーストラリア法人。

### (2) 事業の流れ

ア 希望する商品の FCP シート(食品の場合)または商品シート(食品以外の場合)の提出

**(令和5年7月10日(月)17時まで)**

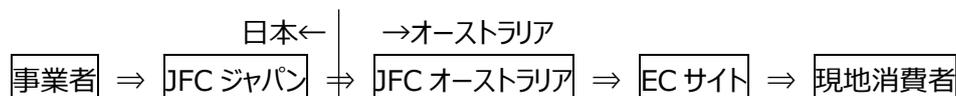
イ FCP シートまたは商品シートに基づき商品の選定（7月中旬から8月上旬）

ウ 選定された商品の見積書などの必要書類の提出

エ 現地で販売する商品を国内指定箇所に納品

※FCP シートまたは商品シートでの選定を経た上で、参加事業者を決定するため、**参加に至らない場合もあります**。予めご了承ください。

### (3) 商品の流れ



※選定された商品は国内の指定箇所に納品。円決済です。

#### (4) 支援内容

商品選定された事業者に対して、以下の支援を行います。

- ①特設ページについては、参加事業者から集めた素材（商品写真、紹介動画、レシピ、商品説明等）を適宜英語に翻訳し、越境 EC 運営事業者に提供します。
- ②特設サイト及び同サイト内の出品企業についてフェイスブック等の SNS 広告および、現地日系メディア、プレスリリースなどへの告知記事への掲載を行い効果的な販売促進およびサイトへの集客を行います。
- ③令和 5 年 11 月 20 日（月）にシドニーで開催する長野フェアで商品の PR を行う他、希望の事業者様には現地にて自社商品のアピールをしていただけます。（渡航費、滞在費、サンプル商品の搬送費用等については事業者様の負担となります。）

#### (5) 取扱商品

食品（本事業では主に加工食品を対象とします。）、飲料（酒を含む）、雑貨

\* 賞味期限 **10 カ月以上**の商品のみを対象とします。

\* オーストラリアは国際的に検疫規制が厳しく、生鮮食品、乳、卵、肉製品、魚類等は規制があります。詳細資料が必要な事業者の方は、「豪州の輸出規制」の資料を送付致しますので、長野県営業局 担当：清水までご連絡ください。

[shimizu-kikue-r@pref.nagano.lg.jp](mailto:shimizu-kikue-r@pref.nagano.lg.jp)、電話 026-235-7248)

#### (6) 販売形式

買取方式

#### (7) 問合せ先

NNA Australia Pty Ltd （豪州越境 EC 運営事業者）  
住所：Level 3, 72 Pitt Street, Sydney, NSW, Australia, 2000  
E メールアドレス：[research@nna.net.au](mailto:research@nna.net.au)  
電話：+61-2-9264-0998 受付時間（8:00-16:00 担当：井戸田・名取・神長）  
※オーストラリア拠点のため、原則メールでの問合せをお願いします。

### 3 参加要件

- ・長野県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等であること。
- ・事業者が製造者もしくは販売者であることが記載されている農畜水産加工食品、菓子、飲料、酒類、雑貨等であること（卸売事業者、小売事業者は参加できない。）
- ・現地での販売可能な商品であること。
- \* 賞味期限 **10 カ月以上**の商品のみを対象とします。
- \* オーストラリアは国際的に検疫規制が厳しく、生鮮食品、乳、卵、肉製品、魚類等は規制があります。

### 4 参加方法

提出書類に必要な事項を記載して、メールにて期限までにお申込みをお願いします。

## (1) 提出書類

食品の場合「FCPシート」、それ以外の場合「商品シート」

※提案を希望する商品毎にFCPシート、商品シートの提出をお願いします。

※FCPシートでは、アミノ酸等、着色料、酸味料等について国内より詳細な情報が必要となりますので使用している添加物の記入を全てお願いいたします。

## (2) 申込先

豪州越境 EC 運営事業者

NNA Australia Pty Ltd (担当：井戸田・名取・神長)

Eメールアドレス：[research@nna.net.au](mailto:research@nna.net.au)

## (3) 募集期間

令和5年7月10日(月) 日本時間 17時まで

## (4) 参加事業者負担金

無料 ※ただし、国内輸出業者への商品送料等は参加事業者負担となります。

## 5 商品選定について

### (1) 選定方法

提出いただいたFCPシートをもとに、越境EC運営事業者において現地での販売が見込まれる商品の選定を行い、その結果をEメールにて通知します。必要に応じて、個別商談を実施する場合がございます。

### (2) 選定後の流れ

選定された商品を有する事業者は、輸出に向けた手続きを越境EC運営事業者と速やかに行うようお願いします。なお、商品を納入するための取引条件は、越境EC運営事業者又は指定の商社と参加事業者が直接取り決めます。

### (3) その他

参加事業者と、越境EC運営事業者又は指定の商社との間で、手続き・取引に関して、万一トラブルや損害が発生した場合でも、長野県及び受託事業者は一切責任を負いません。

## 6 その他

- (1) 商品選定されても、オーストラリア食品輸入当局により、輸出ができない場合があります。
- (2) 提出書類の不備、連絡の大幅遅延、納期遅れなど指定日時までにご協力を頂けない場合は、商品選定をキャンセルする場合があります。
- (3) 昨年度同サイトで販売した商品については、申し込みの必要はありません。新しい商品の販売を希望される場合には、再度申し込みをお願いします。